



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和2年3月10日(火) 第9781号

目次

ページ

告示

- 土壌汚染対策法による区域指定(環境保全課) 2
- 道路の区域変更(道路管理課) 2
- 道路の供用開始(同) 2
- 都市計画下水道事業の事業計画の変更認可(下水環境課) 3

公告

- 土地改良区の定款変更認可(農村整備課) 3
- 公営住宅法第47条第2項の規定による公告(住宅政策課) 3
- 同 4
- 同 4

人事委員会規則

- 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則 5

■ 告 示

◎群馬県告示第67号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されている区域を次のとおり指定する。

令和2年3月10日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 指定する区域 安中市中後閑968番1
- 2 指定に係る特定有害物質の種類

- (1) 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称 ふっ素及びその化合物
- (2) 規則第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の名称 ふっ素及びその化合物

◎群馬県告示第68号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県富岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年3月10日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル
県道	一ノ宮妙義線	富岡市妙義町下高田字本村455番の1地先から同市同字同453番地先まで	前	7.9～8.6	37.3
			後	7.9～11.6	37.3

◎群馬県告示第69号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県高崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年3月10日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	綿貫倉賀野停車場線	高崎市綿貫町字千葉西865番の1地先から同市同字同474番の4地先まで	令和2年3月10日

## ◎群馬県告示第70号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、館林都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年3月10日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 施行者の名称 明和町
- 2 都市計画事業の種類及び名称 館林都市計画下水道事業 明和公共下水道
- 3 事業施行期間 平成11年11月29日から令和7年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 平成15年群馬県告示第699号の事業地を次のとおり変更する。  
矢島及び大佐貫において事業地を一部追加する。

## ■ 公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により邑楽土地改良区の定款の変更を令和2年2月27日認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和2年3月10日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県住宅供給公社が前橋市営住宅及び共同施設の管理を行うことについて、次のとおり通知があった。

令和2年3月10日

群馬県知事 山本 一 太

公営住宅法(昭和26年法律第193号。以下「法」という。)第47条第2項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和2年3月10日

群馬県住宅供給公社 理事長 中島 聡

- 1 前橋市に代わって市営住宅及び共同施設(以下「市営住宅等」という。)の管理を行う者 群馬県住宅供給公社
- 2 1で定める者が管理を行う市営住宅等 前橋市営住宅設置条例(昭和39年前橋市条例第61号)別表第1に掲げる市営住宅
- 3 1で定める者が行う市営住宅等の管理の内容 法第3章の規定(家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関するものを除く。)に基づいて市営住宅等の管理を行うこと。
- 4 1で定める者が市営住宅等の管理を行う期間 令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

---

群馬県住宅供給公社が高崎市市営住宅及び共同施設の管理を行うことについて、次のとおり通知があった。

令和2年3月10日

群馬県知事 山本 一 太

公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）第47条第2項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和2年3月10日

群馬県住宅供給公社 理事長 中 島 聡

- 1 高崎市に代わって市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）の管理を行う者 群馬県住宅供給公社
- 2 1で定める者が管理を行う市営住宅等 高崎市市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年高崎市条例第62号）別表第1に掲げる市営住宅
- 3 1で定める者が行う市営住宅等の管理の内容 法第3章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関するものを除く。）に基づいて市営住宅等の管理を行うこと。
- 4 1で定める者が市営住宅等の管理を行う期間 令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

---

群馬県住宅供給公社がみなかみ町営住宅及び共同施設の管理を行うことについて、次のとおり通知があった。

令和2年3月10日

群馬県知事 山本 一 太

公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）第47条第2項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和2年3月10日

群馬県住宅供給公社 理事長 中 島 聡

- 1 みなかみ町に代わって町営住宅及び共同施設（以下「町営住宅等」という。）の管理を行う者 群馬県住宅供給公社
- 2 1で定める者が管理を行う町営住宅等 みなかみ町営住宅管理条例（平成17年みなかみ町条例第192号）別表第1に掲げる町営住宅
- 3 1で定める者が行う町営住宅等の管理の内容 法第3章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関するものを除く。）に基づいて町営住宅等の管理を行うこと。
- 4 1で定める者が町営住宅等の管理を行う期間 令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

■ 人事委員会規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月十日

群馬県人事委員会委員長 森田均

群馬県人事委員会規則第四号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則(昭和三十六年群馬県人事委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

別表一警察の部警察本部の項中「専門共済指導員 上席表彰指導員」を削る。  
附則

この規則は、令和二年三月十九日から施行する。

---

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111

---